

熊本県公報

第 1 1 6 7 7 号
平成 20 年 4 月 4 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業所の指定 (高齢者支援総室) 1
- " " " " 1
- " " " " 2
- 指定介護療養型医療施設の辞退 (") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定 (") 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定 (") 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (") 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (") 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (") 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (") 4
- 指定居宅サービス事業所の指定 (") 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (") 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定 (森林保全課) 4
- " " " " 5
- 障害者自立支援法に基づく指定事業者の廃止 (障害者支援総室) 5
- 天草広域連合の共同処理する事務及び規約の一部変更許可 (市町村総室) 5
- 熊本県そ、菜採種委託要項の廃止 (園芸生産・流通課) 5
- 指定居宅サービス事業所の指定 (高齢者支援総室) 5
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (") 6
- 道路の供用開始 (道路保全課) 6
- 道路の区域変更 (") 6

公 告

- 地籍調査成果の認証 (農村整備課) 7
- 道路の位置指定 (建築課) 8
- 肥料登録有効期間更新 (農業技術課) 8

告 示

熊本県告示第 311 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
茂木ノ里 水俣市袋字鳥越 2501 番地 243	特定非営利活動法人福祉ぐぐーんと 向上会	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 312 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
-----------------	------	-------

ヴィラ・九品寺 熊本市九品寺 3 丁目 9 番 38 号	社会福祉法人明芳会	平成 20 年 4 月 1 日
---------------------------------	-----------	-----------------

熊本県告示第 313 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所ゆとり 熊本市京町一丁目 14 番 8-704 号	有限会社在宅介護ネットゆとり	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 314 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
医療法人同心会古城病院 球磨郡水上村岩野 2603 番地	医療法人同心会	平成 20 年 3 月 31 日

熊本県告示第 315 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市秋津デイサービスセンター 熊本市秋津三丁目 17 番 17 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 316 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市秋津デイサービスセンター 熊本市秋津三丁目 17 番 17 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 317 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市南部在宅福祉センター通所介護事業所 熊本市日吉一丁目 4 番 15 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 318 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市南部在宅福祉センター通所介護事業所 熊本市日吉一丁目 4 番 15 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 319 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市西里デイサービスセンター 熊本市徳王町 870 番地	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 320 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市西里デイサービスセンター 熊本市徳王町 870 番地	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 321 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市中央在宅福祉センター通所介護事業所 熊本市壺川二丁目 3 番 85 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 322 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市中央在宅福祉センター通所介護事業所 熊本市壺川二丁目 3 番 85 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 323 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市長寿の里デイサービスセンター 熊本市城山薬師二丁目 10 番 10 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 324 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市長寿の里デイサービスセンター 熊本市城山薬師二丁目 10 番 10 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 325 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市東部在宅福祉センター通所介護事業所 熊本市健軍本町 31 番 20 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 326 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市東部在宅福祉センター通所介護事業所 熊本市健軍本町 31 番 20 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 327 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡錦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
錦町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 328 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 329 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
ワークネット菊陽 菊池郡菊陽町曲手 697-1	社会福祉法人 菊陽会 菊池郡菊陽町曲手 811 磨田 義光	平成 20 年 4 月 1 日	4312210109	就労移行支援（一般型）

熊本県告示第 330 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 20 年 3 月 25 日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合の処理する事務及び規約の変更を平成 20 年 3 月 27 日付けで許可した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 331 号

熊本県そ、菜採種委託要項を廃止する要項を次のように定める。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県そ、菜採種委託要項を廃止する要項
 熊本県そ、菜採種委託要項（昭和 32 年熊本県告示第 147 号）は、廃止する。

附 則
 この要項は、平成 20 年 4 月 4 日から施行する。

熊本県告示第 332 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
-----------------	------	-------

デイサービス春風 八代市高下西町 1760 番地	社会福祉法人権現福祉会	平成 20 年 4 月 1 日
-----------------------------	-------------	-----------------

熊本県告示第 333 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス春風 八代市高下西町 1760 番地	社会福祉法人権現福祉会	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 334 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考
一般国道	445 号	八代市泉町葉木 95 番 1 地先から 同所 95 番 1 地先まで	320.0	地域連携推進
		一般県道		

2 供用を開始する期日 平成 20 年 4 月 4 日

熊本県告示第 335 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
主要地方道	松島馬場線	天草市栖本町河内 1966 番 1 地先から 同所 1966 番 1 地先まで	前	9.3 ～ 24.0	67.0	単防災
			後	9.6 ～ 39.0		
主要地方道	矢部阿蘇公園線	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字岩下 4177 番 4 地先から 同所	前	19.6 ～ 30.5	16.2	廃道処分

		4177 番 4 地先まで	後	18.5 ～ 29.4	16.2	
主要地方道	本渡五和線	天草市五和町手野二丁目字橋垣	前	13.0 ～ 16.0	15.6	廃道処分
		419 番 1 地先から 同所				
		422 番 2 地先まで	後	11.0 ～ 11.4	15.6	
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町三ヶ字谷頭	前	4.5 ～ 38.4	83.5	火山砂防 工事他合 併
		688 番 1 地先から 同所				
		604 番地先まで	後	9.3 ～ 48.0	68.0	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 4 月 4 日

公 告

熊本県公告第 240 号

宇城市ほか 10 市町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
宇城市	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	三角町波多の一部	地籍図・地籍簿	平成 20 年 3 月 26 日
山鹿市	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	菊鹿町矢谷、上内田の各一部		
山鹿市	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	菊鹿町山内の一部		
天草市	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	魚貫町の一部		
美里町	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	今の一部		
植木町	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	大字舟島、伊知坊の全部		
植木町	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	大字平原の一部		
小国町	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	大字宮原の一部		
高森町	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	大字野尻の一部		
御船町	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	大字木倉、滝川の各一部		
山都町	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	田吉、下川井野、野尻の全部		

多良木町	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	大字多良木の一部		
水上村	平成 14 年度から 平成 15 年度まで	大字湯山の一部		
水上村	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	大字湯山の一部		

熊本県公告第 241 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市健軍四丁目 8 番 70 号
- 2 築造者の氏名 有限会社サンシティーハウス
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字小坂字下原 2182 番 5、同 2184 番 4 及び同 2188 番 4
- 4 道路の幅員 6.00 メートルから 7.00 メートルまで
- 5 道路の延長 42.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 20 年 3 月 21 日
- 7 指定番号 上益城景建第 31 号

熊本県公告第 242 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 20 年 4 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第 1391 号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土石灰 10%	アルカリ分： 55.0 可溶性苦土： 10.0	その他の制限事項については、公定規格のとおり。	株式会社ヴィザックス 熊本県玉名郡南関町大字下坂下 4821 -1	平成 20 年 3 月 28 日